令和4年10月1日から

選定療養費の金額が変わります

厚生労働省の定めにより、200 床以上の地域医療支援病院は、紹介状を持たずに 受診される患者さんから、通常の医療費の他に「選定療養費」を徴収することが 義務付けられております。

当院でも、対象となる患者さんには、選定療養費として一定額のご負担をお願いしているところでありますが、令和4年度診療報酬改定により、この選定療養費の金額が改定されることとなりました。

今回の選定療養費増額分「初診 2,000 円(税別)・再診 500 円(税別)」は、それぞれ初診料および再診料から減額される仕組みであり、病院の収入が増えるわけではございません。あくまでも、病院と診療所の機能分化を推進するための制度でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

初診時選定療養費

初診で、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診された場合

5,500円(税込み) → 7,700円(税込み)

再診時選定療養費

症状が安定し、外来担当医が他の医療機関への紹介を申し出た 後も患者さんご自身の希望により引き続き当院を受診された場合

2,750円(税込み) → 3,300円(税込み)

● 初診時・再診時いずれの場合でも、口腔外科と他の診療科では別々に選定療養費をご負担 いただきます。

以下に該当する方は徴収の対象外です

- ✓ 他の医療機関から紹介状をお持ちの方
- ✓ 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ✓ 特定の疾患などで各種公費負担制度の受給対象となっている方 など

